

1. 事業の目的

- 進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、**受験料、模試費用の補助**を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、**長期休暇の学習支援の費用加算**を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図る。

2. 事業の概要（拡充内容）

①受験料

大学等を受験する際に必要な費用（受験料）を支弁する。

- ・ 高校3年生：53,000円上限

②模試費用

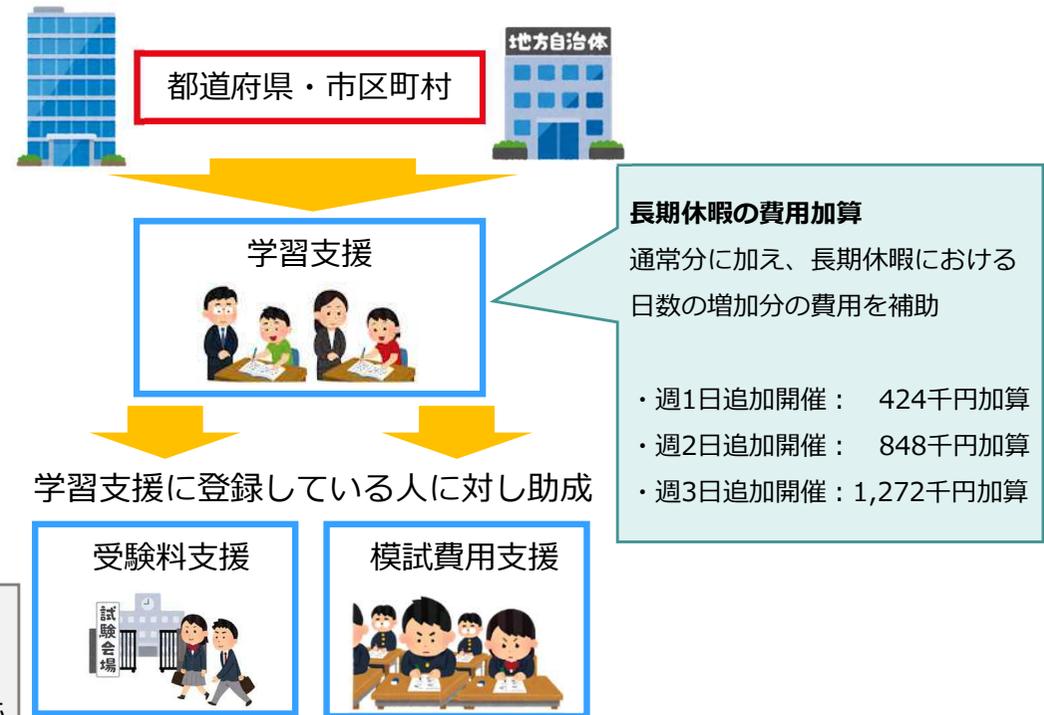
中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試を受けるために必要な費用を支弁する。

- ・ 高校3年生：8,000円上限
- ・ 中学3年生：6,000円上限

③長期休暇の学習支援の費用加算

長期休暇における、学習支援の回数加算に伴う必要な費用を支弁する。

※ ①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者
 ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
 イ.自治体を実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

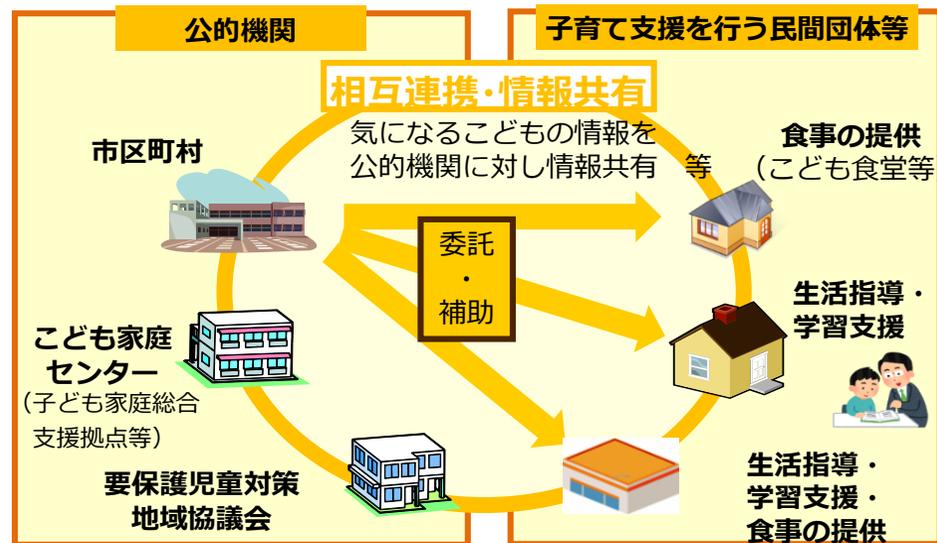
※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

2 事業の概要・スキーム

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供
- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

【拡充内容】

- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。
※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。
- (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。
- (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2（上記2(3)の場合の特例：国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3）
国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4（上記2(3)の場合の特例：国 2/3、都道府県 1/6、市区町村 1/6）

【補助単価】

○生活指導・学習支援

| | | |
|------------------|-------------|--|
| (1) 事務費 | 1事業所当たり | 2,746千円 |
| (2) 事業費（集合型） | 1事業所当たり | 4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる） |
| (3) 事業費（アウトリーチ型） | 1回の訪問が1日の場合 | 10,420円/回（半日以内の場合 6,700円） |
| (4) 実施準備経費 | 1事業所当たり | ① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円 |

○食事の提供

1事業所当たり 3,500千円

○連携体制整備

1実施主体当たり 453千円